

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表
 学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	タマイ ヨシナオ 玉井 良尚	(西暦) 1977年6月20日生
学位の種類	博士(政策科学)	授与年月日 2020年3月31日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]	
学位論文の題名	軍事資源化の観点によるアメリカ軍の水管制に関する研究	
審査委員	(主査)宮脇 昇 (立命館大学政策科学部教授)	周 瑋生 (立命館大学政策科学部教授)
	仲上 健一 (立命館大学名誉教授)	
論文内容の要旨	<p>1 研究目的と論文構成</p> <p>軍による水の軍事利用は、古代にまで遡る。1970年代に、水の軍事利用が人々に惨禍をもたらすという共通認識が拡がり、水の平和利用を謳う国際規範が成立した。しかしアメリカは、なぜこの規範に同意しないのか。20世紀後半に高々と謳われた宇宙や原子力の平和利用とは異なり、水の平和利用には規範形成にあたって困難があった。この問いに対して、本研究は、水の軍事資源化及び軍事利用が戦争を通じて普遍的戦略として体系化され、現在に至っては不可逆的になってしまっているという仮説をたて、アメリカ軍事史を事例にそれを検証する。Julian Corbettの制海権概念との比較を手掛かりに、水管制という観点をを用いるのが本論文の分析手法である。結果、アメリカ軍の水管制の対象領域が戦時・平時の別なく、また国内に留まらず国外にも拡がったことが明らかとなった。19世紀の国防目的で始まった内陸水路開発の関与に始まり、衛生管理への傾注を経て、堤防・ダム攻撃能力の獲得、ダムの奪還・防衛へと拡大したアメリカ軍の水管制は、政治的・行政的関与を組み込みながら、恒常的動員体制となった。戦時における水環境破壊が非人道的行為であるにもかかわらず、ジュネーブ条約第一・第二追加議定書にアメリカは未加入であり、水の平和利用の国際規範の深化を妨げたのはそのためである。論文の内容的構成は、次項で詳述する通りである。</p>	
	<p>2 論文内容の要旨</p> <p>本論文は全6章から構成され、ロジスティクス、給水・衛生、水インフラ破壊の観点からアメリカ軍事史を検証しつつ、水管制がアメリカ軍の戦争とともに拡大してきたことを明らかにする。</p> <p>第1章では、ロジスティクス論および軍事衛生論について整理した上で、水の軍事資源たりうる要素を説明する。ジョーンズやチャラニーらの先行研究を4つのアプローチに分類し、本論文の新たな研究の枠組みと分析方法が示される。特にコーベットの海洋戦略論において海洋の完全支配が困難であり制海権が海上交通路の管制にすぎないという理論をもとに、本論文の分析枠組みである「水管制」を提示し、上述の仮説をたてる。</p> <p>第2章では、戦争を律する戦時国際法(国際人道法)における水保護の位置付けについて整理する。戦時国際法の発展は、有毒物質や生物兵器等の使用禁止を試みてきた歴史でもある。その歴史の中で、有毒物質や生物兵器の媒介物となりうる水は、戦時国際法においていかなる扱いをされてきたかを概観する。</p> <p>第3章では、水管制の黎明として、アメリカ軍の水路管理の歴史を史料をもとに詳述し、アメリカ陸軍工兵隊の国内水路管理の掌握へと至る過程が水管制の嚆矢となった過程を述べる。陸軍工兵隊は、19世紀初頭の設立当初から国内水路管理を任せられてきたわけではなかった。しかし1812年の米英戦争後、アメリカ軍の補給の脆弱性を改めるべく、陸軍長官カルフーンは、陸軍工兵隊による水路調査、要塞技師委員会の設置、技師の運河会社への派遣を次々と打ち出し、内水路の軍事化を推進した。</p>	

第4章では、水管制の外地への拡張期を論じる。その事例として、占領期日本における給水戦略の展開を日米双方の史料を用い、いかにして給水活動が水管制の領域として重点化されたかを分析する。アメリカ占領軍の給水方針は、後に日本の水道法に引き継がれ、今日の日米 ACSA に基づく給水活動にもつながっている。アメリカ軍は、終戦直後の日本の衛生状況をきわめて警戒し、アメリカ軍技官による上水施設における監督、水道の塩素消毒基準の厳格化措置をとった。加えて水道整備への資材提供を進め、水道復旧のため地方自治体への財政支援命令などを発した。結果として、アメリカ軍占領下における水管制実施部門は、陸軍工兵隊にとどまらず陸軍省全体に及ぶようになった。

先の第3章および第4章を踏まえた上で、第5章では、敵側の水管制の破壊、すなわちアメリカ軍による水インフラ攻撃の事例分析を外交史料や軍史料を用いて進める。1970年代のベトナム反戦運動による問題提起を背景に、赤十字国際委員会外交会議でのアメリカの方針と、その後のアメリカ軍におけるダム攻撃規定への対応を追う。同会議は、戦時水保護規定があるジュネーブ諸条約追加議定書の成立を目指した重要な会議であり、アメリカは、ダムや堤防の戦時保護に対して極めて消極的であった。同会議でのアメリカ代表の発言とその後の水インフラの軍事資源化に鑑みながら、アメリカ軍の水インフラ攻撃方針が分析された。

第6章において仮説の検証結果を含む結論を示す。アメリカ軍の水管制が内水から外地へ、水路管理から衛生管理を経てダムをめぐる攻防を射程に収めてきた歴史をもとに、人道問題の争点になった水管制は、戦争を契機として歴史的に漸次拡大してきた。この背景には、ロジスティクス戦略と軍事衛生の延長上に水管制が機能や対象領域を拡大させ、ついには恒常的体制となったことが挙げられる。

水管制と水の軍事利用の拡大史を論じた本論文を締めくくる「おわりに」においては、今後の研究の課題とともに、人道に反する水環境破壊を防ぐために、国際社会の役割や平和利用拡大の道筋についても考察し具体的政策を展望する。

本研究の意義は、以下の通りである。これまでの水紛争研究では、国家の開発主権や国内外のステークホルダー間の資源配分や利害調整を主題とするものが多く、軍と水との関係史を包括的に論じたものは寡少である。戦時における水インフラ攻撃可能性を公言して憚らないアメリカの戦略は、何に起因するのか。この問いに回答するのが本論文の研究の意義である。本研究は、軍事と水との関係史を整理し、水の軍事資源としての位置づけに対する歴史的及び理論的説明を行う。

それでは逆に、なぜ水の平和利用という国際規範が発展しえたのか。それは、特に第二次世界大戦、朝鮮戦争、ベトナム戦争等において米英をはじめとする各国軍が水インフラを攻撃したまま、水害をもたらしたあるいは有毒性を拡散させ、甚大な被害を人々に与えてきた歴史ゆえである。水の平和利用が揺るぎない規範として確立したのは、こうした尊い犠牲があった。それでもアメリカが水の軍事利用に拘泥しているのは、水の攻防史がアメリカ軍にとって内政的に重要であり、軍組織の拡大にあわせて水の軍事利用もまた拡大したためである。内外の豊富な史資料をもとに、単に攻撃能力の保有がゆえに国際規範に抗っているのではないという知見を本論文が明示するに至ったことは、今後の水の平和利用の展望にとっても極めて重要な意義をもつ。

上記の研究上の意義にもかかわらず、審査委員会として本研究の課題を指摘するならば、下記の点を挙げることとなる。

第一に、戦争による組織拡大とともに水管制が拡大したアメリカの事例をふまえて考察するならば、英仏独露などの各国軍も同様の水管制の拡大過程を有しうるのか。それとも大陸国家と海洋国家の2つの顔を併せもつアメリカの特殊性ととらえるべきなのか。第二に、アメリカ軍の水管制をめぐる攻守・管理能力の拡大は、軍事技術の革新やアメリカ軍の衛生学的発展といかなる関係にあるのか。換言すれば軍と水との関係史は、民と水との関係史とはいかに並行的あるいは対照的であるのか。第三に、水に限らず空気、食糧、エネルギー等、人間の生存と生活に不可欠な要素は、すべて軍民両用技術の対象たりうる。水の物質的な固有性や特別な社会的文脈は、水管制の拡大といかなる関係にあるのか。

しかしながら、外交政策を一分野とする政策科学という視点から、水の平和利用という国際規範に加わらないアメリカの姿勢が水の軍事利用の組織的拡大という歴史的経緯によってもたらされているという知見を示したことは、高く評価される。アメリカにとって水の軍事資源化の不可逆性を明らかにした本論文は、水と政策科学の関連という観点からきわめて意義深い。

	<p>以上により、公聴会での公開審査を踏まえて、審査委員会は一致して、本論文は、本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
<p>試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>審査委員会は、論文審査並びに口頭試問（2020年1月23日（木）15:00～16:00、立命館大学OIC AS851教室）および公聴会（2020年1月24日（金）16:15～17:15、立命館大学OIC C471教室）をそれぞれ実施した。</p> <p>口頭試問では、学位申請者からまず約10分にわたり学位申請論文の概要説明がなされた。これに対して、本論文で提唱した水管制の概念的説明、先行研究との関係、一次史料の利用、パリ協定等アメリカの単独主義的行動との反人道的類似性などが指摘された。これらの質疑に対して、申請者から適切な回答がなされ、水管制の不可逆性と国際規範との緊張について、史料に依拠した説明がなされた。最後に、提出された論文目録のうち参考論文に加え、学会報告等により英語の学力については基準を達成していることが確認された。</p> <p>公聴会においては、まず約30分で学位申請論文の概要が説明された。その後の質疑で、水規範の範囲、アメリカの国際規範全般に対する消極性、アメリカ軍の水消費の多さ、管制の用語法などの点が提起され、それらに対して申請者より適切な回答がなされた。</p> <p>本論文の学位申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、本論文の内容、また公聴会での質疑応答を通じて、博士（政策科学 立命館大学）の授与に相応しい学識を有することが確認できた。</p> <p>以上により、審査委員会は、学位申請者に対して、本学学位規程第18条第1項に基づいて、「博士（政策科学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。</p>